

奈良橋自治会備品管理規程

(総則)

第1条 本規程は、奈良橋自治会における備品の管理について規程する。

(目的)

第2条 自治会活動に係る備品について、常に使用可能な状態で保管し、その保管数量を定期的に確認する。

2. 備品の保管責任者は自治会長があたり、備品の取得及び処分の取扱者は会計があたる。

(定義)

第3条 この規程において、備品とは、自治会で取得したもの及び寄贈により取得したものすべてを備品とする。ただし、リサイクルの寄贈備品は除く。

(管理)

第4条 備品の管理については、備品台帳を作成し、取扱者は取得及び処分状況を備品台帳に記載する。

付 則

この規程は、平成28年12月1日から施行する。